

## 家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月までには申請者全員に対し結果を通知します。

### ○主な支給条件

- ① 重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ② 重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③ 病院への入院や施設等への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④ 要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること（平成25年12月31日現在で同等の認定を受けていること）
- ⑤ 重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

○基準日 平成26年6月30日

○対象期間 平成25年7月1日～平成26年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(火)～31日(木)

○慰労金の額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

### ■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

### ■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

### 問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉課G

☎52-1111 内線175

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121 (代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111 (代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111 (代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111 (代表)

## 認知症サポーター養成講座のお知らせ

認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催します。

○日時 7月19日(土) 15:00～17:00

○場所 コミュニティカフェ「バンホフ」

○受講人数 20名

○参加費 無料

問 常陸大宮市南部地域包括支援センター

☎53-6810 FAX 53-6811

## メモリーカフェのご案内

認知症の方を介護されているご家族や、認知症介護でお悩みの方を対象に、メモリーカフェを開催しています。

○開催日 毎月第2土曜日15:00～17:00

○場所 コミュニティカフェ「バンホフ」

○定員 20名

○参加費 500円

問 常陸大宮市南部地域包括支援センター

☎53-6810 FAX 53-6811

## 一定の病気等に係る運転免許制度の見直しについて(平成26年6月1日施行改正道路交通法)

① 免許を取得または更新する方は、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出が義務づけられました。この「質問票」に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることがあります。

② 医師は、診察した者が一定の病気等に該当すると認知したときは、任意に警察へ届けことができます。

③ 一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときには、免許の効力が暫定的に停止されることがあります。

・「質問票」の記載内容により、直ちに運転免許の取り消し等にはなりません。

・運転免許取り消しとなった場合でも、症状が快復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。(取り消しとなった日から3年以内に限り)

・病気等で、自動車等の運転に不安のある方は、警察署または運転免許課「運転適性相談窓口」へご相談ください。

問 大宮警察署 ☎52-0110

茨城県警察本部運転免許課 ☎029-293-8811

